

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

- ・電 話 0 7 7 1 - 7 5 - 0 8 7 0
- ・担 当

2. 美山やすらぎホーム（居宅介護支援）の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	美山やすらぎホーム
所 在 地	京都府南丹市美山町島小栗栖山 13 番地の 1
介護保険指定番号	2 6 7 1 7 0 0 0 1 7
サービスを提供する地域	南丹市美山町の地域

(2) 同事業所の職員体制

職 名	常勤専任	常勤兼務	非常勤専従	摘 要
管 理 者		1 名		
介護支援専門員	2 名	1 名（管理者と兼務）	1 名	
事 務 職 員		1 名（兼務）		特養事務職員と兼務

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	毎日
営業時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで 緊急時、電話等により 2 4 時間常時連絡が可能な体制をとります。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

「被保険者」⇒「市町村」⇒「介護認定審査会」⇒「介護支援専門員」⇒「事業所」

申請 ⇒ 受付・調査 ⇒ 認 定 ⇒ サービス計画の作成 ⇒ サービスの提供

介護が必要になれば本人又は家族が市町村に申請します。市町村職員等による心身の状況などの調査と医師の意見書をもとに介護認定審査会で判定されます。

要介護度に応じて介護支援専門員が本人や家族の意見を踏まえた介護サービス計画を作成し、その計画に沿って居宅介護サービス事業者からサービスの提供を受けます。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付を受けますので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合は、1 ヶ月につき下表の金額を徴収し、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、南丹市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（１月）

１単位：１０．００ 円

内 訳	要介護１・２	要介護３・４・５	備 考
支援費（ⅰ）	１，０８６	１，４１１	利用者４０人未満
支援費（ⅱ）	５４４	７０４	利用者４０人以上６０人未満 ４０件以上の部分のみ適用
支援費（ⅲ）	３２６	４２２	利用者６０人以上 ６０件以上の部分のみ適用
初回加算	３００	新規または要介護度２段階以上の変更の場合	
入院時情報連携加算 （Ⅰ）	２５０	医療機関へ入院した日のうちに必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算 （Ⅱ）	２００	医療機関へ入院後３日以内に必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算 （Ⅰ）イ	４５０	入院・入所期間中に３回まで算定可能、初回加算と併算不可	
退院・退所加算 （Ⅰ）ロ	６００	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けている	
退院・退所加算 （Ⅱ）イ	６００	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けている	
退院・退所加算 （Ⅱ）ロ	７５０	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を２回受けており、うち１回はカンファレンスによる	
退院・退所加算 （Ⅲ）	９００	病院等の職員から利用者に係る必要な情報の提供を３回以上受けており、うち１回はカンファレンスによる	
ターミナルケアマネジメント加算	４００	在宅死亡の利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合	
緊急時等居宅カンファレンス加算	２００	医療機関の求めにより、医療機関の医師または看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス、地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（１ヶ月に２回を限度とする）	
通院時情報連携加算	５０	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合	
特定事業所加算 （Ⅰ）	５１９	利用者に関する情報提供又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	
特定事業所加算 （Ⅱ）	４２１		
特定事業所加算 （Ⅲ）	３２３		
特定事業所加算 （Ａ）	１１４		
特定事業所介護医療連携加算	１２５	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合	

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。尚、自動車を使用した場合の交通費は下表の金額を徴収します。

通常の実施地域との境界から、片道 20 キロメートル未満	片道につき 800 円
通常の実施地域との境界から、片道 20 キロメートル以上	片道につき 1,000 円

5. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定居宅介護支援計画を提供します。

(2) 居宅介護支援の実施概要

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努め、サービスの種類および事業者について、公正、中立に行います。

- ・ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。
- ・ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な 情報伝達を行います。
- ・ 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、その事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
- ・ 障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にします。

(3) サービス利用のために

- ・ 調査の方法（課題把握）MDS－HC方式・全社協方式によります。
- ・ 介護支援専門員への研修は①採用時研修（採用後3ヶ月以内）②継続研修（年2回）を実施しています。
- ・ 居宅介護支援事業所の変更を希望される場合はお申し出ください。
- ・ 居宅介護支援の提供開始後、もし入院された場合、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）の氏名と当事業所の連絡先を入院先医療機関に提供してください。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当法人相談・苦情担当

当法人の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情等は、下記窓口までお申し出下さい。

苦 情 申 出 窓 口 電話：０７７１－７５－０８７０

苦情解決責任者	施設長	小東 伸大
苦情解決副責任者	副施設長	酒田 智
苦情受付責任者	居宅介護支援事業所	古川 善章
第三者委員	竹中 織恵	
	市野 浩子	

(2) その他

当法人以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

南丹市（担当：高齢福祉課） 電 話：０７７１－６８－０００６

京都府国民健康保険団体連合会 電 話：０７５－３５４－９０５０

8. 法人の概要

名称・法人種別 代表者役職・氏名	社会福祉法人 北桑会 理事長 溝 口 武 美
法 人 所 在 地 電 話 番 号	京都府京都市右京区京北上中町宮ノ下２番地 ０７５－８５４－０３１４
事 業 所 数	特別養護老人ホーム ３ヶ所 短期入所生活介護事業所 ３ヶ所 通所介護事業所 ４ヶ所 訪問介護事業所 ２ヶ所 居宅介護支援事業所 ２ヶ所 ケアハウス ２ヶ所 地域包括支援センター １ヶ所 認知症対応型共同生活介護 １ヶ所 小規模多機能型居宅介護 １ヶ所

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

説明者 所 属 美山やすらぎホーム
氏 名 印

- 私は、利用可能な事業所を複数の紹介を受けられることや、計画書に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由の説明を求めることが出来ることについての説明を受けました。
- ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な 情報伝達を行うことについて了解しました。
- もし私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

住 所 南丹市美山町

氏 名 印